令和8年度　随意契約一覧表（都市魅力部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	令和8年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営、その他＜寄附受付、決済、配送管理、コールセンター等＞	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	東京都中央区京橋2丁目2番1号 株式会社　さとふる	(1)支援業務委託料 寄附金額の12%（税抜） (2)ワンストップ特例オンライン申請サービス利用料 年額0～79,200円（過去12か月間の申請件数に応じて算定） 1件90円（税抜） (3)返礼品調達費等（実費） (4)返礼品送料（サイズ・配送先により異なる／実費）	本業務は、都市魅力の発信及び地域経済の振興を目的としており、業務内容としては、ふるさと納税ポータルサイトへ、本市の返礼品を掲載し、市外の寄附者からサイトを経由して、ふるさと納税を受け付けるものである。 サイト事業者は多数あるが、市場シェア率の低い事業者と契約すると、寄附者の注目度及び利便性が低くなるものと推測される。 一方で、掲載自治体数及び返礼品掲載数の豊富なサイト事業者は、寄附者の注目度が高く、本市の魅力発信の観点から契約対象として適当と考える。なお、各サイトで掲載自治体数及び返礼品掲載数の情報が公表されていることから、注目度及び利便性が高いと推測される事業者の選定ができる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社さとふる」及びその他4サイトと契約する。 また、株式会社さとふるについては、ポータルサイトの運営、寄附受付、決済だけではなく、配送管理、コールセンター業務等が一体となっており、配送管理以降の業務を切り離した場合でも、一括した場合でも、同額の委託料となるため、一括業務として、「株式会社さとふる」と随意契約を結ぶ。 （随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき） 【物品・委託役務関係業務】 (カ)「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当

令和8年度　随意契約一覧表（都市魅力部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	地域経済振興室	令和8年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	東京都品川区上大崎3丁目1番1号 株式会社トラストバンク	寄附金額の10％ （税抜）	本業務は、都市魅力の発信及び地域経済の振興を目的としており、業務内容としては、ふるさと納税ポータルサイトへ、本市の返礼品を掲載し、市外の寄附者からサイトを経由して、ふるさと納税を受け付けるものである。 サイト事業者は多数あるが、市場シェア率の低い事業者と契約すると、寄附者の注目度及び利便性が低くなるものと推測される。一方で、掲載自治体数及び返礼品掲載数の豊富なサイト事業者は、寄附者の注目度が高く、本市の魅力発信の観点から契約対象として適当と考える。なお、各サイトで掲載自治体数及び返礼品掲載数の情報が公表されていることから、注目度及び利便性が高いと推測される事業者の選定ができる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社トラストバンク」及びその他4サイトと契約する。 （随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号（1）契約の相手方が特定されるとき） 【物品・委託役務関係業務】 （カ）「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当

令和8年度　随意契約一覧表（都市魅力部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	地域経済振興室	吹田市勤労者福祉共済システム及び機器等の賃貸借契約 （長期継続契約）	吹田市勤労者福祉共済システム及び機器等一式	令和8年6月1日から 令和13年5月31日まで （令和8年4月30日）	東京都品川区大崎3丁目5番2号 株式会社オプティマ	5,293,200円	吹田市勤労者福祉共済システムは、株式会社オプティマが開発したソフトウェアを本市勤労者福祉共済制度に合わせてカスタマイズしたものを導入しています。業務遂行上、不可欠な現システムを維持するためには、現システムに精通した知識を有することが必須であるため、開発者である同社を相手方として随意契約を行いました。 （吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ　特定のものでなければ役務を提供することができないとき。に該当）
4	文化スポーツ推進室	日本語教室及び日本語学習支援業務	日本語教育の更なる充実やコミュニケーション支援の推進業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市津雲台1丁目2番1号 （公財）吹田市国際交流協会	8,440,300円	本業務は日本語の習得に加え、必要に応じてワンストップ相談センターとも密に連携し生活のあらゆる場面における総合的な支援に繋げていくことが目的であり、それらを一体的に実施できるのは（公財）吹田市国際交流協会の他にはないため。 （吹田市随意契約ガイドラインの令167条の2第1項第2号（1）契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】カ「特定のものでなければ役務を提供することができないとき」に該当）

令和8年度　随意契約一覧表（都市魅力部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	文化スポーツ推進室	令和8年度吹田市民劇場等運営業務	吹田市民劇場等の実施	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市泉町2丁目29番1号 （公財）吹田市文化振興事業団	39,609,900円	本業務は文化振興事業の一環として、市民の文化活動の振興を図るため実施するものであり、交渉先は吹田市文化会館の指定管理者である。 吹田市文化会館の管理運営等に関する基本協定書の第9条において「乙は、（中略）吹田市文化会館指定管理者申請要項（管理運営基準等を含む。以下「申請要項」という）、及び乙が提出した指定管理者指定申請書（添付書類を含む以下「申請書」という。）に従い、管理業務を実施しなければならない。」としている。 吹田市民劇場等運営業務は、申請要項「3業務の範囲及び内容」の「（4）市から委託を受けて実施する受託文化事業」として明記されているため。 （随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】イ「法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。」に該当）
6	文化スポーツ推進室	多文化共生推進業務	多文化共生推進に資する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市津雲台1丁目2番1号 （公財）吹田市国際交流協会	32,975,800円	本業務は、文化的背景や生活習慣の違いに精通するなどの高い専門性や、本市の多文化共生施策への深い理解、公的な外部機関とのネットワークを有していることが不可欠である。これら条件を満たし本業務を一体的に実施できるのは（公財）吹田市国際交流協会の他にはないため。 （吹田市随意契約ガイドラインの令167条の2第1項第2号（1）契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】カ「特定のものでなければ役務を提供することができないとき

令和8年度　随意契約一覧表（都市魅力部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	文化スポーツ推進室	吹田市長杯（旗）体育大会等事業に関する業務	吹田市長杯（旗）大会等の実施	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	大阪府吹田市寿町1丁目1番1号 （公社）吹田市体育協会	24,945,080円	（公社）吹田市体育協会には、吹田市民からなる36の各種スポーツ連盟が加入しており、市民スポーツのニーズを的確に把握し、市民の競技力向上と健康づくり、体力の維持増進に大きく寄与しています。当該協会は、本業務における各種大会及び教室、審判講習会等について各種スポーツ連盟とともに企画・運営を行うだけでなく、調整等のコーディネート業務も行っており、また、本業務を担う市民指導者の育成も実施しています。本業務において、市民ニーズを把握しつつ、市民とともに業務を円滑に遂行できるものは他になく、競争が成り立たないことから、当該協会と随意契約するものです。（吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号（1）契約の相手方が特定されるとき。【物品・委託役務関係業務】カ「特定のものでなければ役務を提供することができないとき」に該当。）

5月～9月分については対象案件はありません。